

※ 登録番号	第 91 号 (令和 5年 3月 21日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <u>総合不動産投資顧問業</u>	
2.法人・個人の別	<u>法人</u> 個人	
3.商号又は名称 (ふりがな)	へるすけあまねじめんとぼーとなーずかぶしがいしゃ ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社	
4.氏名 (ふりがな) (法人である場合は代表者氏名)	もりい よしゆき 森井 由之	
5.資本金額	321,500,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
もりい よしゆき 森井 由之	代表取締役	<u>常勤</u> 非常勤
もりもと ひろし 森本 弘司	代表取締役	<u>常勤</u> 非常勤
よこやま よういちろう 横山 洋一郎	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
まつだ かつゆき 松田 克之	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
しおざわ ひろのり 塩澤 廣宣	取締役	常勤 <u>非常勤</u>
こがも たけし 小嶋 剛	取締役	常勤 <u>非常勤</u>
にいざき やすふみ 新崎 恭史	取締役	常勤 <u>非常勤</u>

のざわ まさふみ 野澤 昌史	取締役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
まつもと けいた 松本 敬太	監査役	<input checked="" type="radio"/> 常勤 非常勤

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
もりい よしゆき 森井 由之 判断業務統括者 不動産の価値の分析又は当該 分析に基づく投資判断を行う者 助言の業務を行う者	代表取締役社長 チーフ・インベストメント・オフィサー (ビル経営管理士、宅地建物取引士)	投資判断・助言 投資物件管理・運用・売買
よこやま よういちろう 横山 洋一郎 会社のコンプライアンス及び 法規関連業務を統括する者	取締役会長 兼 コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンス・法規関連 業務
あいば けんたろう 相羽 健太郎 不動産の価値の分析又は当該 分析に基づく投資判断を行う者 助言の業務を行う者	執行役員 (宅地建物取引士)	投資判断・助言 投資物件管理・運用・売却
計 3 名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本 店	平成19年2月14日	〒105-0022 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング15階 電話番号 (03) 6860-5501
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1. 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類等
 - (1) 不動産の種類
医療施設（病院）、介護施設、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等のヘルスケア関連施設
 - (2) 規模
物件毎にその都度判断
 - (3) 所在する地域
首都圏、地方中核都市及び地方都市を中心とした全国
2. 助言・一任の方法
一定期間継続的な資産運用に係る助言、投資運用を中心に行う。
3. 報酬体系及び支払時期
 - (1) 投資助言業務及び投資一任業務に関する報酬
 - ①資産運用に関する報酬
投資期間中：
顧客と別途合意した期間における報酬は、顧客の各事業年度の開始日における出資コミットメント金額の総額に対して、原則として1.0%～3.0%（年率）の範囲内で、別途顧客との間で合意を得た報酬率を乗じた額とする。
投資期間経過後：
上記投資期間経過後の報酬は、各事業年度の開始日における各ファンド出資者の出資残高総額に対して、原則として1.0%～3.0%（年率）の範囲内で、別途顧客との間で合意を得た報酬率を乗じた額とする。
 - ②成功報酬
顧客との協議に基づき個別の状況を勘案した上で成功報酬を個別に定めることができるものとする。基本となる報酬体系としては、顧客との間で予め設定されたIRR（内部収益率）等の運用成績指標を上回る運用収益を顧客が享受した場合において、当該差益分に対して顧客との間で合意を得た報酬率を乗じた額とする。
 - (2) 支払時期
資産運用に関する報酬は、顧客と別途合意した時期とし、成功報酬は投資案件がExitした際に顧客と合意を得た時期とする。
4. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
匿名組合出資持分、信託受益権を保有する特別目的会社及び特定目的会社等への投資顧問業を行う。
5. 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPSに準拠表明したものである場合にはその旨投資契約に従った開示方法に拠る。GIPS基準に準拠はしていない。

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類(例:業務用ビル、商業施設、住宅等)、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法(例:単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等)
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準(資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。)に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
①. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 (金商) 第1048号	みなし登録 平成19年9月30日
②. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (3) 第88885号	令和5年2月22日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 投資助言・代理業及び投資運用業(2) 不動産の管理、運営、売却及び流動化に関するコンサルティング業務(3) 経営・財務コンサルティング業務(4) 不動産、債権の買取価格評価業務(5) 不動産、動産の賃貸・仲介・売買・保守管理業(6) 貸金業(7) 前各号に付帯関連する一切の業務 |
|---|

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住 所
みつびしえいちしーきゃびたるかぶしきがいしゃ 三菱HCキャピタル株式会社	3,960株	57.7%	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号
かぶしきがいしゃにほんせいさくとうしぎんこう 株式会社日本政策投資銀行	2,040株	29.7%	東京都千代田区大手町 一丁目9番6号
えいちえむびーやくいんもちかぶかい HMP役員持株会	468株	6.8%	東京都港区海岸 一丁目2番20号
えいちえむびーじゅうぎょういんもちかぶかい HMP従業員持株会	392株	5.7%	東京都港区海岸 一丁目2番20号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
しおざわ ひろのり 塩澤 廣宣	三菱HCキャピタル株式会社 (総合リース業)
こがも たけし 小嶋 剛	三菱HCキャピタル株式会社 (総合リース業)
にいざき やすふみ 新崎 恭史	株式会社日本政策投資銀行 (銀行)
のざわ まさふみ 野澤 昌史	株式会社日本政策投資銀行 (銀行)

(記載上の注意)

- 1 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。